

### 第 3 回 鉛含有金属製アクセサリ一類等の安全対策に関する検討会 議事録

日 時：平成 18 年 9 月 27 日（水） 10:00～11:25

場 所：経済産業省本館西 8 共用会議室（2 階）

出席者：

内山巖雄委員、江馬眞委員、長見萬里野委員、佐藤洋委員、田村泰夫委員、林裕造委員、  
星加明德委員、本橋勝紀委員、吉岡敏治委員

（事務局）

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室佐々木室長、同野村室長補佐

経済産業省消費経済部製品安全課渡邊課長

経済産業省製造産業局日用品室前田室長、同石井室長補佐 他

議 題：

1. 関係団体の取組等について
2. EUにおける規制の状況について
3. その他

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第3回「鉛含有金属製アクセサリ一類等の安全対策に関する検討会」を開催させていただきます。

開催に当たりまして、経済産業省の方で異動がございましたので、紹介させていただきます。

○前田日用品室長 去る7月の経済産業省の人事異動に際しまして、製造産業局日用品室長に着任いたしました前田でございます。前任同様、引き続きまして、委員の先生、関係各省の御指導よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 それでは、林先生、以降の議事進行をお願いいたします。

○林座長 本日は御多忙のところ、ありがとうございます。

まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

本日、机の上にお配りをした資料をごらんください。

一番上に資料1として「配布資料」一覧がございますので、こちらをごらんいただきながら、御確認をお願いいたします。

資料2として「議事次第」。

資料3として「委員名簿」。

資料4として「座席表」。

資料5として「日本玩具協会の取組について」ということで、ホチキスどめの資料がございます。併せて、日本玩具協会の業務案内のパンフレットを付けてございます。

資料6として「EUにおける規制の状況について」の資料があります。

資料7として「鉛含有金属製アクセサリ一類等の安全対策に関する検討会報告書（骨子素案）」がございます。両面コピーになっている1枚の紙でございます。

参考1として「第2回鉛含有金属製アクセサリ一類等の安全対策に関する検討会議事録」がございます。

本日「『玩具安全（S T）基準・『S Tマーク』のしおり」というパンフレットが1つございます。

併せて、参考1の取扱いについて紹介させていただきます。前回の議事録ですけれども、これは既に先生方に一度お送りをして、修正の御意見をいただいたもので、修正部分を反映させたものです。今日お持ち帰りいただいて、御確認をいただいた上で、1週間ぐらいをめぐりに、追加で何か御意見等がございましたら、お寄せいただくとともに、特段の御意見がなければ、約一週間後にウェブページに掲載をさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○林座長 資料について、何か不足がございましたら、お申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。

では、議題の1に移りたいと思ひます。「1. 関係団体の取組等について」ですけれども、事務局から御説明ください。

○事務局 前回の第2回につきましては、国内のアクセサリ製造団体の1つである東京装身具工業協同組合に製造や流通等について御説明をいただいたところです。今回は日本玩具協会に子どもの誤飲防止を含めた基準設定等の取組みについて、御紹介いただきたいと思います。本日は社団法人玩具協会から、津田専務理事、山口理事事務局長が御説明にお越しくございましたので、御紹介させていただきます。

○津田専務理事 津田でございます。よろしくお願いいたします。

○山口理事事務局長 山口でございます。よろしくお願いいたします。

○林座長 では、御説明をよろしくお願いいたします。

○津田専務理事 日本玩具協会専務理事の津田でございます。

委員の皆様には、日ごろお世話になっておりますことを御礼申し上げます。

本日は、資料5で説明させていただきたいと思います。

お手元に玩具協会のパンフレットとS Tマークのしおりが配られております。日本玩具協会は、一体どういった業務をやっているのかということでございますけれども、まずは日本玩具協会のパンフレットの4ページを開けていただければと思います。

社団法人でございますので、理事会から始まりまして、会長が業務の執行を行っていただけますけれども、その下に委員会が7つございます。委員会活動を中心とし、委員会でもんだ案件を理事会に上げてくる。理事会は2か月に1回開催する形で動いております。

安全や環境問題を取り扱いますのが、安全・環境委員会として、下のところに、委員長はタカラの佐藤慶太社長でしたけれども、タカラトミーの合併によりまして、現在はバンダイの上野社長が安全・環境委員会の委員長を務められております。

6ページは、具体的にどのような事業をやっているかですけれども、玩具安全マーク、S Tマークについての事業です。本日ここについて説明させていただきます。

7ページは、7月中旬に日本で玩具メーカーが集まりまして、東京おもちゃショー開催をしたわけですが、一般公開等も開催しまして、今年3年ぶりに実施しましたが、2日間で7万5,000人に集まっていただきました。

「3. 共遊玩具」ということで、玩具の分野でも、バリアフリー運動、ユニバーサルデザインに取り組んでおります。ただ、これは非常に先駆けてやっております、各方面に影響を及ぼしていった活動でございます。

9ページは「4. 各種共済（保険）事業」「5. 国際交流活動」といった事業を実施しております。

10ページは、図が描いてございますけれども、輸入と輸出数でございます。グラフのところは、日本の玩具市場として、2004年度は7,169億円、2005年度は若干下がっておりますけれども、7,000億円前後が日本の玩具の市場でございます。

ただ、中国に生産がシフトしておりますので、輸入と輸出という比率では、既に10対1といった状況になっております。

資料5を見ていただければと思います。玩具協会が、こういった安全対策にどのように

取り組んでいるかにつきましての資料の説明でございます。1 ページを見ていただければと思います。「1. 我が国の玩具安全の枠組について」であります。四角の枠囲いのところにポイントを書いております。「業界の自主的取組（S T 基準・S T マーク制度）と民事責任（P L 法による賠償責任）の組合せによる玩具安全の確保」が基本となっているわけでございます。

S T 基準・S T マーク制度は、S T マークを表示して安全な玩具を市場に提供していることでございます。

消費者にとってみますと、S T マークを目印にすれば、安心して玩具を購入できる。

万一、S T マーク付きの玩具で事故が起きたときには、事業者が被害者に対して支払った損害賠償額を、共済制度で補償いたします。共済制度は強制加入になっております。人的被害でありますと1 億円、物損でありますと2,000 万円が限度でありますけれども、事業者に資力がない場合でも、被害者の救済に役立つわけでございます。

S T マークを表示しないで玩具を販売した場合、勿論S T 基準に適合しているのであればよろしいわけではありますが、適合していない場合におきましては、事故があったときにやはり事業者として賠償していかなければならなくなる可能性、リスクが高まってくるのではないかとということでもあります。

こういったことで、消費者によって、S T マークの付いている製品を選別していこうということ、我が国の玩具安全の秩序が形成されているのではないかとということでもあります。

2 ページは、各国が玩具の安全に対しまして、どのような形で取り組んでいるかであります。どのように安全を確保するかは、各国の社会状況でありますとか、国民の意識、歴史といったような、さまざまな要因が影響するわけであります。

ここを見ていただきますと、日本の場合、基本的に玩具安全に法令はございません。関連法規としまして、玩具の中には口に入れるものがありますので食品衛生法に規制が一部ございますけれども、基本的には業界の自主的な取組みによっております。

「安全基準」以下「認証」「安全ラベル」「賠償補償」といったところは、業界団体、日本玩具協会で実施しているS T マーク、S T 基準の制度でやっているわけです。それに対しまして、例えば「欧州」では、どのような制度になっているかといいますと、Toy Safety Directive でございます。玩具安全指令が出ていて、それを受けまして、E U では各国ごとに玩具安全法という法律がつくられています。

3 ページは「3. 欧州の玩具規制のスキーム」です。ちょうど「E U 委員会」と書いてあるところの下に「E U Toy Safety Directive (玩具安全指令)」があるわけです。

この安全指令を受けまして、資料で見て横にあります、イギリス、フランス、ドイツといった加盟各国が法律をつくる。更に「権限当局」が法執行していて、E U 委員会に報告するというルートです。

それでは、大もとになっております玩具安全指令は、どういうものなのかということ

すけれども、資料を縦に見ていただきますと「安全に関する本質的要求事項」がございます。基本的に抽象的なことが書かれていますけれども、実現すべき目的は、例えば誤飲させないとか、窒息させないようにといった本質的な要求事項が幾つか規定されているわけです。ただ、これに合致しているかどうかに対しては、ヨーロッパの共通規格ですけれども、EN71という玩具の欧州規格がございます。それに合致しているかどうかということで、規格に合致していれば、本質的な要求事項に合致していると推定いたしています。

ENにつきましては、CENというISOの欧州版の機関がございまして、CENが作成しています。

問題は、規格に合致しているかどうかに対しましての基準の適合性は自己認証ということでSelf Declaration。事業者が自分で、この玩具は基準に合致しておりますと宣言しまして、下のCEマークというマークを付して市場に出していくことになっています。これが欧州の制度です。

前のページに戻っていただきまして、アメリカの制度ですけれども、アメリカは基本的には民事を主体にしています。PL責任、賠償が一番の基本になるわけですけれども、別途一部法令化されているものがございます。

C.F.Rとありますけれども、Code of Federal Regulationsということで、50タイトルほどに分けられています。玩具の分野につきましては、大体タイトル16のところに入っていますけれども、そこの1,500条や1,300条といったような条文にあちこちモザイク状に関係の規定が散りばめられております。

そのほか、有害物質法、消費製品安全法、子供玩具安全法といった、ある面特定された分野でありますとか、または一般法的なところで、玩具についての規定なり規制が一部法令という形でなされています。

「安全基準」ですけれども、アメリカについても、STなりEN71に対応するものとして、一種の学会がつくっているASTM963という規格がございます。

「認証」は自己認証です。

「安全ラベル」は特にございません。

「賠償補償」は自分でPL保険に入ることになります。

日本の場合は、各国の状況と並べますと、玩具協会におきまして、業界団体の事業、「自主的な取組み」、「第三者認証」、必ず試験を受ける、「STマークを付ける」といったようなところが特徴になっているのではないかと考えております。

4ページは日本のST基準でございます。私どもはいろいろ参考にしてSTを作っておりますけれども、基本的にはISO8124という国際規格がございます。ENにかなり近いものがございますEN、ASTM。ISO・TC181といった委員会におきましてISO規格を開発しております。そこに各国参加しながら国際規格をつくっていく。それを参考にしながら、基準等も適宜見直し、また改定していきます。

5ページは「5. ST基準・STマーク制度の仕組み」でございます。具体的にどのよう

な仕組みになっているかでありますけれども、日玩協と玩具製造メーカーまたは玩具の取扱事業者との間で、S Tマークの使用許諾契約を結びます。結びましたら、メーカーはS Tを付けたい玩具につきまして、今度は1件1件検査機関に持ち込みます。検査機関で基準に適合しているかどうか検査しまして、合格した場合にS Tマークを付けて販売します。したがって、自主基準、Voluntary Standardでありますし、Third Party Assessment、検査機関による第三者認証です。自分では絶対大丈夫だと思っても、しっかりと検査機関で検査してもらわなければならないといった制度です。そのほかS Tマーク付玩具の賠償に対しまして共済に強制加入といった形になっております。

S Tマーク制度につきまして、どのような範囲を取り扱っているかでありますけれども、玩具の周辺分野、例えば周辺雑貨、スポーツ、遊具、育児用品といったような、さまざまな分野のものがあるわけであります。

それぞれの中心的な製品につきましては、どこに属するか、区別は明確でありますけれども、周辺部分については、なかなか区別できないところがあります。むしろ円と円が重なり合うように、例えば玩具でもあるしアクセサリーでもあるとか、玩具でもあるし文具でもあるといったような部分があるんだろうと考えております。

携帯ストラップやキーホルダーにつきましても、基本的にはアクセサリーでありますけれども、中には玩具にも該当すると考えていいのではないかと。アクセサリーであるのだけども、玩具に該当するものもあると考えております。

7ページは「7. 日本玩具協会の子供用金属製アクセサリー類等の鉛使用に関する対応への取組経緯」であります。

3月15日に理事会を開催いたしております。そして、下の4つの項目を報告させていただいております。

1点目は、東京都の調査結果であります。ちょうど3月6日に発表されましたので、次のタイミングで開かれまして理事会に報告しております。

その間に、経済産業省、厚生労働省、東京都から、矢継ぎ早やに要請がございましたので併せて報告いたしまして、当協会として、対応方針を検討していこうということを理事会で決定いたしております。

それを受けまして、先ほど申し上げました安全・環境委員会の下部機関であります拡大判定会議を4月5日に開催いたしました。これはS T基準を担当している委員会でありまして、更に関係メンバーも少し拡大して検討いたしまして、追加的措置という形で実施いたしております。

「追加的」とは、現在の基準に新たな基準を追加するという意味でございます。これは後で説明させていただきます。原案を作成しまして、4月25日に上部会合であります安全・環境委員会にかけまして、承認いただきました。

理事会を待っていると2か月かかりますので、臨時理事会として、書面で回覧いたしまして、理事の皆さんに賛成いただいて、5月10日に決定しました。

この措置を会員会社 200 社、S T マーク使用許諾契約者 500 社に文書で通知いたしまして、7 月 1 日から実施し、約 3 か月経っています。

それでは、どのような内容なのかでありますけれども、8 ページに「8. 『子供用金属製アクセサリ類等』の鉛に関する追加的措置」とあります。

「下記の措置を講ずる」ということで、資料の四角い枠の中でありまして「『玩具に該当する金属製アクセサリ類等（携帯ストラップ・キーホルダーを含む。）』」と書いてあります。「玩具に該当する」が重要でございます。「金属製アクセサリ類」とありますが、アクセサリは玩具ではありません。純然たるアクセサリは、あくまでアクセサリでありますけれども、玩具にも該当するものがあるということです。

同じく玩具に該当する携帯ストラップやキーホルダーも対象にしまして、「S T 基準 1.5（塗装）」、表面にコーティングがされているものにつきましては、コーティングをはぎ取って鉛の検査等を行うわけでありまして、酸での溶出の基準値は 90ppm であります。基準に対しての試験方法でありますけれども、I S O 8124 という国際規格の 8.5 でございます。「ガラス／セラミック／金属材料」の試験方法であります。これは「塗装」の試験方法とは違っております。「塗装」ははぎ取って粉にしているので、それに対応した試験方法がありますけれども、金属材料については、そのまま液に漬けることとなります。現在の S T の中ではこの試験方法が規定されておきませんので、I S O 8124 の試験方法を要件として追加しています。

基準に合格しない場合には、S T 基準適合検査に合格しないので、S T マークの付与はできないわけでありまして。

対象製品につきましては、「玩具に該当する」と書いてございますけれども、金属製アクセサリ類等とします。

対象となる製品の対象年齢は、マックス 14 歳まで S T の対象としております。子どもさんの使う玩具という意味では、14 歳以下を対象といたします。

7 月 1 日実施であります。

資料の下のほうに「説明」とございまして、鉛の溶出基準値 90ppm につきましては、国際規格の I S O と欧州の E N での基準値であります。S T 基準の中でも、「塗装」でありますとか、玩具についての「書画用品に使用されているインク」につきましては、I S O、E N の基準を適用しているわけでありまして、むき出しの金属そのものについては、適用されておきませんでしたので、アクセサリ等につきまして適用します。

9 ページでありますけれども、誤飲されたときのリスクも想定しまして設定されておりますので、金属製アクセサリ等の安全については、一応確保されるのではないかと考えております。

「金属製アクセサリ等」でありますけれども、内容的には、東京都の調査の対象になりました「携帯ストラップ」や「キーホルダー」も含まれます。勿論、玩具に該当するものが前提になります。

何をもって「金属製」とするかでありますけれども、広くとらえまして、アクセサリの中の一部を外から触ることができる、製品の一部に金属製の部品が使われている場合には、「金属製アクセサリ類等」で取り扱っていくということです。1つの製品の中に幾つかの部品があり、取り外しができるのであれば、別々に検査していきます。

「5」でありますけれども、7月1日以降、新規申請の案件から適用していく。

「6」でありますけれども、現在、既にSTに合格して出している製品もあります。STマーク表示については、特段の区別は設けないでおこうとあります。このような措置を講じさせていただいております。

10ページは、試験方法で追加した点でございます。

8.5.1に書いてございますのは、ISO8124の試験方法に追加された部分です。例えば2行目は「玩具又は構成部品が小型部品用円筒の中に納まるもの」と示してあります。後で説明させていただきますけれども、小型部品用円筒というものがあります。

接触可能なところに金属材料を含んでいないような玩具や構成部品には、試験は行いません。

「8.5.2 試験手順」としまして、50mlのガラス容器の中に入れて、塩酸水溶液0.07mol/lを加えます。それを使って実施していきます。

手順につきまして、少し飛ばさせていただきます。試験手順が16ページまで続いておりますが、現行STの基準の中に入っていなかったものですので、このようにページを付けて出してあります。これは周知した文書です。17ページは「9. これまでの措置と今回の追加的措置の位置付け」ということで、今回の追加的措置は、これまでのSTの基準の中でどのような位置付けとなるのか説明してあります。鉛対策ということで、鉛をどのように規制していくのかといったことではありますが、実はSTの中におきましては、鉛以前にそもそも誤飲といった事態を引き起こさないことが、大きな主眼となっているわけがあります。

STのところは、第1部、第2部、第3部に分かれております。

「ST第1部 物理的・機械的安全性」。

「ST第2部 可燃性」。

「ST第3部 化学的安全性」で、鉛関係は第3部に該当します。

ST第1部につきまして、誤飲といった事態を引き起こさないための対策、基準がございます。3歳未満を対象年齢とする玩具に対するものですが、特に3歳未満の子どもさんは誤飲の可能性が高いということです。これにつきまして、玩具本体や取り外し可能な構成部品、取り外しができない構成部品でありましても、最大寸法が6mm以下で、触ることができるような部分については50N、最大寸法が6mm超のものについては90Nという力をかけて、分離するような部品があれば、分離したパーツつきましても検査をする。検査は小部品シリンダーという、今お話ししているシリンダーの中に入るかどうかによって行っています。シリンダーの中に入れば、飲み込むおそれがある。のどを通ります。したが



って、のどに通るかどうかを検査して、のどを通るのでしたら、S Tとしては不合格であります。そのような形で、飲み込むような部品が生じてこないようにしているのが、S T第1部であります。

3歳以上のお子さん向けの商品になりますと、表示ガイドラインによって、絵記号や注意表記をして、小部品があるので3歳以下の子どもさんは飲み込まないように注意をしてくださいといった表記をいたします。

第3部につきましても、重金属8元素というISO・ENの基準があります。ただし、S Tの基準の中では、玩具の本体や構成部品に施された「塗装」、コーティングがあるものに対しまして、コーティングをはがしてそれを検査することになっております。コーティングのない金属については、対象となっていないわけであります。

今回追加したところは、資料の一番下の黒枠で囲んだところです。3歳以上を対象年齢とするものでありましても、玩具本体または取り外し可能な構成部品が小部品シリンダーの中に納まるものでありましたときには、「塗装」で適用されております鉛の90ppmの基準を暫定的にS Tの基準要件として追加するという、措置を講じたのが今回の措置の内容であります。

18ページは「10. 玩具又はその部品等の誤飲防止対応」ということで、S Tの基準が書いてあります。

4.2.2.1、4.2.2.2の項目の両方に「3歳未満の子供」と書いてありますけれども、これにつきまして、テスト円筒の中に納まるような部品が生じてはいけないということです。

4.2.2.2の真ん中辺りでありますけれども「最大の寸法が6mm以下」「最大の寸法が6mmを超える」について、50N、90Nといった規定があります。

19ページは、小型シリンダーですけれども、誤飲防止のためのシリンダーについてのサイズを試験方法であるS Tの基準5.15で規定しています。

20ページは「2. 絵記号・注意表記による対応（S T基準ガイドライン）」ということで、3歳以上のお子さん用の商品でありましても、小部品が生じる可能性があるものにつきましては、絵記号の「くちにいれない」を付けるとともに「誤飲の危険性がありますので、3歳未満のお子様には絶対に与えないでください」との注意表示をいたします。

「注意」の上2つでありますけれども「●小さな×××があります。口の中には絶対に入れないでください。窒息などの危険があります。」「●誤飲の危険がありますので、3歳未満のお子様には絶対に与えないでください。」という注意表示もさせていただいています。21ページは欧米での取扱いについてです。金属製アクセサリー等は、私ども日玩協のカバー範囲ではありませんけれども、玩具に該当するものについては、極力S Tとして対応させていただいております。

各国はどのような形で対応しているかを書いてございます。

欧州はToy DirectiveとEN71の中に、子ども用アクセサリーは対象にしないと書いてございます。したがって、玩具の安全基準の対象として扱っていない。「子ども用ファシ

ョンジュエリー」という書き方でございますけれども、対象外であります。ただし、人形などの商品の一部になっていて、子どもが身に付けるようになっていない宝石類については、やはり人形やおもちゃの一部ですので、対象になっておりますけれども、子どもさんが身に付けるものについては対象外であります。

アメリカにつきましても、ASTM、Voluntary Standardですが、こちらの基準には、明確には書いてございませんが、いろいろなところを読みますと、子ども用アクセサリは対象外であることを前提とした基準になっていると理解しております。ただ、連邦有害物質法は「Toy or other article」という表現で、子ども用アクセサリをその対象とし、今回の米国の鉛規制のエンフォースメントの措置を講じています。これは連邦有害物質法を根拠として実施していますが、子ども用アクセサリをToyで読んでいるのか。other articleで読んでいるのか分かりませんが、いずれにしても、今回連邦有害物質法の条項の中で、子ども用アクセサリを対象として手当していると理解しております。

以上、各国の対応の状況でございます。

日玩協としましては、今回暫定措置を実施させていただいておりますが、子どもさんの安全・安心につきましては、親御さんの最大の関心事であろうと考えております。安全、安心を確保できるように、日玩協といたしましても、ST制度、STマークの実施について、確実を期していきたいと考えております。

以上でございます。

○林座長 どうもありがとうございました。

もう一人の方から、もし追加の御説明があればお願いいたします。

○山口理事事務局長 結構でございます。

○林座長 そうですか。どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、委員の先生から御質問、コメントございませんでしょうか。田村委員どうぞ。

○田村委員 8ページの四角の中で「試験方法（EN71-3：1995「8.5」も同旨）を暫定的に要件として追加する」と書かれていますけれども、暫定的という意味合いは、今後、近々に試験方法を変更するとか、そういうことを想定されておられるのでしょうか。

○津田専務理事 試験方法の変更を想定しているわけではございません。先ほど説明した7ページですが、3月6日に東京都の調査結果が発表されて、とにかく大至急対応をやっていこうということで実施したわけです。5月10日実施ですので、わずか1か月ちょっとでやったわけでありまして。その間、行政の方でもさまざまな動きがございましたし、今回の措置について確定的なものというよりは、場合によっては周辺の状態の変化等によりまして変更等があるかもしれないといったことも含んでいましたので、当時5月の段階では暫定的措置ということにさせていただきました。

○田村委員 分かりました。

○林座長 ほかに何かございませんか。内山委員どうぞ。

○内山委員 自主基準として、非常によくやったださっていることは分かりました。

1つお聞きしたいんですが、子ども用金属製アクセサリーといった場合の「子ども用」は、3歳未満を対象としたものか、それ以上かというのは、どこかにふるい分けがあるのでしょうか。つまり、子ども用として売り出した場合に、お母さんの前では付けてしまうかもしれないので、3歳未満は付けてはいけないということはないですね。そのときに、小型部品用円筒に入ってしまったら、売ってはいないことになりますね。子ども用金属製アクセサリーは3歳以上が前提で、今お回しいただいた小さなものもあって、その場合には、鉛の溶出基準だけをやればよいというはっきりしないところがあります。

○津田専務理事 8ページを見ていただきますと、対象年齢について書いてあります。

今回の措置の「3. 対象となる製品の対象年齢は、『14歳以下』とする」となっていますので、特に3歳未満に限定していません。対象年齢として使用する14歳までアクセサリーは入ってきます。

ただ、3歳未満のお子さんにつきましては、そもそも小部品と申しますか、飲み込むようなものが出てくるのであれば、その時点でS Tとして不合格でありますので、S Tマークを付与することはできません。

3歳以上のお子さんを対象とするものについては、小部品が出てS Tを付けて売り出すことができますので、そこについて、鉛の検査を実施します。

○内山委員 それは分かるんですが、先ほどお回ししたものを、例えば3歳以上が対象ですとって売り出すわけですか。逆にそれがなければ売ってはいけないことになるんですか。

○津田専務理事 商品には大体対象年齢を付けるわけです。付けていないときは、対象年齢なしなので、3歳未満も含むことになります。当然それは3歳未満の厳しい基準が適用されることになるわけです。ただし、例えば4歳以上で売り出すような商品でありますと、今のような試験を実施することになります。

○内山委員 そうすると、今後は先ほどお回しいただいた円筒に入るものはいっぱいあると思うんですが、売り出す場合には、このアクセサリーは4歳以上のお子さん用ですと書いてないといけないことになるんですか。

○津田専務理事 商品は大体対象年齢が書いてありますので、対象年齢に応じて検査をすることになります。検査機関に持ち込まれたときに、対象年齢が書いていないものについては、0～3歳の子どもも使う可能性があると考えておりますので、自動的に3歳未満のものに分類されます。

○内山委員 玩具に該当するというのは、どなたが判断するんですか。例えば輸入してきて、子ども用として売ってしまっても、自主規制ですから、いいんですか。

○津田専務理事 S T基準の検査に持ち込まれることになりますので、最終的にだれが判断していくかということになりますと、争いがあるようなものについては、判定会議に持

ち上げて判断することになります。ただ、私どもはできるだけ子どもさんの安全を考えて、範囲については、純然たるアクセサリーは該当しませんけれども、やはり遊びの要素、玩具性をできるだけ広くとらえて、運用の対象となるものについては対象としていきたいと心がけております。

○林座長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

私は星加先生にお聞きしたいんですけれども、シリンダーに納まれば飲み込む可能性があって、納まらなければ飲み込まないだろうということは、小児科の立場からいかがでしょうか。

○星加委員 そういった視点で余り考えたことがなかったんですけれども、恐らくこの大きさは、安全率も見込んでつくられていると考えてよろしいんですね。実はこの大きさを最初に聞いたときに、一体これは何だろうと正直行って思いました。3歳の子どもですと、あの大きさはまず入らない。個人的には、恐らく絶対入らない大きさで設定された気がするんですけれども、その辺りは外国の基準か何かがあったのでしょうか。

○津田専務理事 小型シリンダーの基準は、I S O・E Nも同じ基準であります。その基はA S T Mにあるようでして、欧州もA S T Mから持ってきたようです。アメリカで子どもさんの飲み込むものに対して、どの程度のものであると飲み込まないのかという安全率も見込んで、恐らくこれだったら絶対大丈夫だといった基準としてつくられたものではないかと考えております。

○星加委員 臨床経験からしても、確かにあの大きさだったら、まず安全だろうと考えていました。

○林座長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。江馬委員、どうぞ。

○江馬委員 17 ページのところなんです。S Tの第1部の誤飲のところ「分離した物体は『小部品シリンダー』に納まらないこと」とあるのは、初めからこの大きさ以上に割れるという仕組みが何かしてあるんですか。

○津田専務理事 今のシリンダーの中に納まてはいけないということです。

○江馬委員 大きく割れるようにできているんですね。

○津田専務理事 大きく割れるといいますのは、どういうことですか。

○江馬委員 壊れたときに、壊れた破片がということです。

○津田専務理事 仮に弱い部分があって、もし割れるようなケースがあったとしますと、割れても飲み込むようなものではなくて、小シリンダーの中には納まらないような設計をしています。

○江馬委員 例えばあらかじめ線とかが入っているんですか。

○津田専務理事 例えば人形でありますと、パーツが幾つかあったりしますね。腕の部分が外れたといっても、腕の部分を見てみると、飲み込むような大きさではないとか、その

ような形だろうと思います。割れてどのような破片が出るか、どのような設計をするかは、さまざまな玩具がありますので、あらかじめそこに線を入れておいて、落としたときには線に沿って割れるということではないと思います。いずれにしましても、さまざまな衝撃を加えて壊れて出てくるものがあったとしても、基本的には小シリンダーに入らないような形のものになるよう設計時に工夫することになり利ます。

○林座長 よろしゅうございますか。

○江馬委員 私はそんなにうまく壊れるのかなと思っただけの話です。

○長見委員 壊れるというよりは、分かれるんです。

○江馬委員 部品になるということですか。

○長見委員 そうですね。

○林座長 ほかにございませんでしょうか。

1つお伺いします。親御さんの中には、厳しい国の基準がほしいという方もあると思います。そうすると、S Tマークの制度と、先ほどの追加的措置に対応さえすれば、親御さんが国に求める厳しい基準にも対応できると言えますか。

○津田専務理事 アメリカの場合は、ある意味、鉛が身近にあふれているといった特殊な事情があるんだろうとは思いますが、I S Oやヨーロッパの基準から見ますと同等でありますので、そういう面では、一応の安全については確保されているのではないかと理解しております。

○林座長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

復習でお聞きしたいんですけども、S T基準は国際的にC EマークとかA S T M963を参照しておつくりになったということですが、本質的に何か違うところはございますか。

○津田専務理事 現在、本質的なところにつきましては、大体入れ込んでいると考えております。

○林座長 ほとんど違いはないということですか。

○津田専務理事 日本の場合、例えばS Tの第3部などは食品衛生法の玩具規制がありまして、それがベースになっているわけでありまして、ただし、そちらの方は試験方法も違いますし、対象となっているのも重金属8元素までではありません。一方でS Tの方は重金属8元素の基準を塗装のところには食品衛生法とは別に入れ込んでいます。そういう面で、本質的なところは確保していると理解しておりますけれども、制度としては食品衛生法いう、下敷きになっているものが別にありますので、ぱっと見た目では、必ずしもE NとS Tが100%きれいに対応し整合しているかということ、そういうことではございません。

○林座長 分かりました。

もう一つは、鉛の溶出基準値が90ppmとありますが、これは何で決めたんですか。前に御説明いただいたと思うんですけども、どういう理由ですか。

○津田専務理事 これもENから出てきているものでございまして、Toy Directive の中に重金属 8 元素について、1 日当たりの摂取量が何  $\mu\text{g}$  と書かれています。それを基に、Directive の指示を実現する形でEN71をつくりなさいというのが指令でございます。したがって、ヨーロッパの方で、与えられた as given の数値みたいなものを勘案しながら、例えば飲み込んだときの場合、どの程度あれでは大丈夫だろうかと考えてつくってきたものだろうと思います。ただ、私どもも、できれば知りたいとは思いますが、かなり前につくられた基準ですので、その間の文書などは入手できておりません。

○林座長 分かりました。

内山先生いかがですか。

○内山委員 その点は私も後で質問しようかと思っていました。私も基のものを拝見していないので、WHO等が決めた  $10\mu\text{g}$  以下に下がったときの値を基にしているのを知りたいなと思ったところです。ppm 単位ですから多分大丈夫だと思いますが、概算してみないと分かりません。

あと、飲み込んだものがどのぐらい体内にとどまっているかにもよりますし、多分酸で溶かしていますから、胃の中を通過してしまえば、今度はアルカリになるので、ぐっと鉛の溶出量は少なくなってくるのかなという気もして、多分胃の中にはとどまっている間ぐらいを考えているのかなという気もするんですが、もう少し調べられれば調べたいと思います。

原文は手に入るのでしょうか。

○事務局 事務局から補足をさせていただきます。

資料6の説明にも入ってしまうんですけども、先ほど玩具協会の方から1日の摂取量が Directive で決められているとお話がありまして、実は資料6で、その点について説明をしようと考えておりました。

簡単に申し上げますと、1日の摂取量を  $0.7\mu\text{g}$  以下にすることが決められております。ただ、0.7をどういう根拠で決めたのか、あるいは0.7から90ppmをどのように導出したかについては、私どもの方もまだ調べ切れておりません。指令そのものが88年ぐらいにできているもののようなので、根拠の調査には少しお時間をいただければと思います。

○林座長 この資料は入手できるものですか。

○事務局 今回につきましては、大使館を経由して調査しておりまして、現存する基準については把握ができましたが、根拠等については、いかんせん古いものですので、取れるかどうか確実には分からない状況かと思えます。

○林座長 もし入手できたら、内山先生に一度見ていただけてください。

○事務局 分かりました。

○林座長 江馬先生、今の問題で何かございますか。よろしいですか。

○江馬委員 はい。

○林座長 別の質問ですけども、90ppmはいいんですが、試験方法はここに書いてある

とおりで、本橋先生よろしゅうございますか。実際これで十分なのか、あるいは実施可能なのかということですが、いかがですか。

○本橋委員 溶出溶液は 0.07mol の塩酸溶液になっておりますので、多分胃の中の酸の濃度を想定して設定されている溶出条件ではないかなと思います。温度も 37 度になっていきますし、2 時間の溶出になっていきますので、恐らく胃の中にとどまる時間も考えているものと思います。試験結果は濃度、恐らく単位重量当たりの溶出量になるので、実際どのぐらいの絶対量が溶出するのかは、どのぐらいの重さの試料なのかによって異なります。従って、体内に吸収される絶対量を考える場合はその点を注意する必要があると思います。いずれにせよ、試験の条件としては、胃の中を想定した溶出条件ではないかと思いますが、妥当なところではないかと思います。

○林座長 どうもありがとうございました。

長見委員、どうぞ。

○長見委員 食品衛生法上も基準値が出ているんでしょうか。

○津田専務理事 食品衛生法上の基準でありますけれども、鉛の基準がございます。ただ、食品衛生法では今の 0.07mol の塩酸ではなくて、水での溶出ですので 1 ppm といった基準です。したがって、塩酸の場合と水の場合との比較がなかなか難しいわけです。どちらの方があれかということは、それぞれのものがあるのだろーと思いますけれども、基準は食品衛生法でのやり方と、今回の EN・ISO のやり方とは違っております。ただ、我々としては、必要と思うところについて、食品衛生法以外に EN・ISO の基準を持ってきて ST をつくっています。

○長見委員 食品衛生法上は、多分考え方がなめるという前提ですね。

○津田専務理事 水だと、そうなると思います。

○林座長 ほかに何かございませんでしょうか。内山委員、どうぞ。

○内山委員 前回のヒアリングのときには、東京装身具工業協同組合の方に来ていただいたんですが、そのときのお話では、今、子ども用のアクセサリは外国からの輸入で、国内ではほとんど生産されていないというお話でした。輸入した業者が玩具として ST マークを取るように申請された例は、5 月以降に何かありますか。

例えば、今、日本で一番つくっているのはヘアピンですか。あれは多少つくっておられるところがあるといっていたんですが、その方たちも恐らく玩具協会には加盟しておられないと思います。ですから、今後、玩具協会が玩具として認めていく、玩具の中に入れば ST マークが出る。アクセサリ業界の方では、別にそんなマークはないということで、むしろ積極的にメーカーなり輸入業者が玩具協会に申請をして、ST マークをくださいと言ってくだされればいいんですが、ST マークを取る検査料などは多分無料ではないと思います。アクセサリとして、特に玩具の範疇に入っていないんだから、そのまま売っても構わないとすると、PL 法だけのあれになると思うんですけれども、今後は積極的に子ども用のアクセサリは玩具に入れますという形で指導といいますか、PR なさるのか、そ

こら辺のところでもし分かりましたら、教えていただけますか。

○津田専務理事　ほとんどが輸入だというお話ですけれども、先ほどのパンフレットの一番最後のページの最後のところに図が載っています。2003年、2004年の輸入がありますけれども、輸入額が1,695億円、輸出額が183億円ということで、10対1の比率であります。輸出のところも、例えば日本だけでつくっていて、特別に特許があるようなプラモデルなどの分野のものを輸出するのであって、今や世界全体がそうなっていますけれども、基本的には中国で世界の玩具はつくられています。これは特にアクセサリーに限ったことではなくて、すべての玩具が同じような状態にあります。

その中で、9月の中旬ぐらいまでの期間で見ますと、数値では、現在255件ぐらいの申請がありますので、月100件ぐらいです。今回の措置についてS Tを申請してきているものが、そのぐらいあります。

○内山委員　ほとんど輸入業者ですか。

○津田専務理事　日本の場合、例えばメーカー、バンダイとかタカラトミーといった皆製造業者であっても、国内で工場はほとんど持っていません。工場を全く持っていない大手もあります。その人たちは自分で玩具の企画をして、中国の工場に製造委託をするわけです。中国人が経営している工場などでつくってもらって、それを日本に引き取ってくるわけです。しかしそれは輸入業者ではなくて、製品企画をしている以上、それはメーカーであると位置付けております。

したがって、輸入品となりますと、日本の国内で売っているおもちゃのほぼ8割なり9割は中国製であります。ただ、そこには、例えばバンダイとかタカラトミーといったブランドで出ています。そういった会社から申請が出てきており、特に輸入業者だけではございません。日本でいうメーカーからも、申請は出てきております。

私どもは玩具の業界団体ですので定款の事業に縛られており、基本的には玩具を越えての部分にはできないわけです。ただし、子どもさんの安全もありますので、我々としてできるだけ玩具として範囲を広げて、玩具性を広く解釈してS Tを認めていきたいと思っております。しかし、純然たるアクセサリーといいますか、玩具性のない飾りだけのものなどで、子どもさん用の安いものもあろうかと思っておりますけれども、それは私どもとして対象にはやはりならないのであろうと考えております。ただ、玩具性はできるだけ広く見て、S Tの対象としていくように努力していきたいと思っております。

○林座長　どうもありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

もう一つ復習させていただきたいと思っております。今のお話とも少し重なるんですけれども、最後のページの日本のS T基準で、玩具に該当するかどうかの基準は何かあるんですか。

○津田専務理事　直接の基準が文書になっているわけではありません。しかし、例えばキャラクターが付いているとか、フィギュアが付いている、乃至はバッチのところには絵が描いてあるとか、楽しい要素があって、遊びとしての要素があるなというあたりを一応のメ



ルクマールにしています。具体的には、先ず試験検査機関に持ち込まれてくるわけですが、そういうことで判断するようにしております。

もし判断が分かれるようなものであれば、判定会議で議論して、これは玩具として認めていいのではないかと検討します。基準をつくっても、恐らく限界線上のものは出てくるだろうと思いますので、そのところはある程度運用があらうかと思っています。

○林座長 分かりました。

長見先生、何かありますか。どうぞ。

○長見委員 玩具協会に輸入業者の団体は加盟しているのでしょうか。

○津田専務理事 輸入業者の団体は、玩具についてはないと思います。

○長見委員 玩具だけはないということですか。

○津田専務理事 玩具輸入組合とか、そういったような団体はつくっていないと思います。

○長見委員 玩具に限らず、輸入事業者としては加盟していないということでしょうか。

○津田専務理事 輸入事業者には、さまざまな団体があろうかと思っていますので、そういったところには入っておられる可能性はあろうかと思っています。

○長見委員 玩具協会にメンバーとしては入っていないんですか。

○津田専務理事 玩具協会は輸入者でもメンバーになれますので、輸入をされている人たちも、直接メンバーとして玩具協会に加入されている会社はあります。

○長見委員 個別になるわけですね。

○津田専務理事 そうです。

○長見委員 事業者ごとになるわけですね。

○津田専務理事 玩具輸入組合とか、そういった団体があって、その団体が加盟していることはありません。そういう団体は今のところ存在していません。

○長見委員 分かりました。

○林座長 ほかにございませんでしょうか。

もう一つ、また復習なんですけれども、ヨーロッパの Toy Directive、米国の ASTM 963 は、子ども用アクセサリは対象外ですけれども、この場合も、もしも玩具に該当するという判断があった場合には対象になるわけですか。

○津田専務理事 明示的に子ども用のアクセサリは除くとなっていますので、そもそもアクセサリについては、恐らく日玩協のような形では手当していないと思います。

○林座長 手当していないとすれば、問題が起こったときに別のところで手当しなければいけないわけですが、何か対策があるわけですか。

○津田専務理事 これは表の中に書いてあります。

○林座長 表は何ページですか。

○津田専務理事 2 ページです。

欧州ですと Toy Safety Directive だけではありませんで、その下に製品安全指令という、ジェネラルな Product Safety Directive がありますので、そちらの方の対象になってくる

だろうと思います。そのときに、Toy Safety Directive を参考にしながら、指令の中で運用を考えていくのではないかと思います。これは推測ですが。

○林座長 どうもありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

もしなければ、日本玩具協会の方どうもありがとうございました。

(日本玩具協会関係者省庁、関係者席へ移動)

○林座長 それでは、続きまして議題「2. EUにおける規制の状況について」に入らせていただきます。

事務局から御説明ください。

○事務局 それでは、資料6「EUにおける規制の状況」について、説明をさせていただきます。

一部、先ほど日本玩具協会から御説明のあった点の補足になる部分もあるかと思います。

第1回検討会でアメリカ、カナダの規制の状況について紹介をさせていただきました。この部分につきましては、既にホームページ上などで御紹介がありましたので、そういったものを紹介させていただいたところです。

それと並行いたしまして、このような問題が起こってきた段階で、各国がどのような規制の状況にあるのか。米国、カナダのみならず、欧州の状況についても知りたいということで、外務省にお願いした調査の結果がほぼまとまってきましたので、現在の状況についてお知らせをさせていただきます。

大きく2つに分かれまして、EUにおきましては、先ほどもお話のありましたEU委員会による規制がありまして、それに加える形で各国が規制を行っている状況がございます。まずEU委員会による規制の状況ですけれども、金属製アクセサリ類は子どものみならず、一般のアクセサリ、金属製のものについて、鉛の含有に関する規制基準はあるかを聞いたところ、鉛に関する規制、基準値等は設けられていないということでした。

そのほかに、今回、玩具の話がありましたけれども、一般製品、そこにまつわるような製品について鉛含有に関する規制の状況がどうかを聞いたところ、ここにございますEU指令、先ほど Toy Safety Directive というお話があったものに相当するかと思いますけれども、指令の名称としては 88/378/EEC というものがございまして、この中で玩具の安全性について種々定められております。この中の AnnexII, II, 3.2 という章がございまして、この中で幾つかの金属について、1日当たりの摂取量を制限するという規定が設けられております。

この中で鉛については、玩具使用により子どもが摂取する鉛の量は1日当たり  $0.7 \mu g$  以下とすることを定められております。ただし、先ほどもございましたように、この指令の玩具の範囲からは、子ども用のアクセサリは除外すると明記をされておりました。補足をいたしますと、先ほど御説明のあったように、この基準を守るべくENが定められていることになろうかと思います。

このEU指令と各国法の関係でございますけれども、EU指令は達成すべき結果については加盟国を拘束するものの、それをどのように達成をさせるか、どのような方法で達成をさせるかといった形式手段についての権限は加盟国に委ねるものとされておりますので、一部こういう形の効果を達成させるための方法というのは、国によって若干異なる部分もある部分がございます。

続きまして、各国にこれを受けたような形でどういうふうに行っているかを聞いております。結果的にほとんどの国がEU指令に準じたというか、これをそのまま引いてくるような形での規制が行われておりました。今のところ、ここに書いております国からそういった回答が来ております。

スペインのみ、国独自で規制基準をつくって運用しているという回答がまいりました。スペイン食品規範という規制があり、名前には食品とありますが、実質的には人と接触可能な製品、例えば文房具であるとか装飾品といった製品の規制を実施していく中で10%の含有量を超える鉛の使用を禁止すること。着色料については、1%以上の鉛を含有するものの使用を禁止することが定められておりました。

2ページにつきましては、先ほど御紹介をいたしましたEU委員会の玩具指令の中身について抜粋をしたものでございます。この指令の範囲としては玩具、14歳以下の子どもが遊ぶようなものということで、付属書1に掲げられた製品はこの指令では玩具とみなさないということで、この紙の中下ほどになりますけれども、子ども用ファッションジュエリーが除外をされております。

Article2については、意図した使用、予見可能な方向で扱われるときに安全が確保されるようにということで、市場に置くことの定義があります。

付属書2に掲げるような安全項目を適合しないような製品は置かないようにということがArticle3で定められておまして、この付属書II, II, 3.2と先ほど申し上げましたけれども、具体的には生物学的利用能、バイオアベイラビリティが対象物1日当たりで0.7 $\mu$ gを超えてはならないことが定められております。

3～4ページにつきましては、第1回で御紹介をさせていただきましたアメリカとカナダにおける規制の状況を御参考までに添付させていただきました。

以上でございます。

○林座長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に委員の先生から御質問、コメントはございませんでしょうか。

資料の1ページのEU指令に準じた規制が行われている国の中で、英国は抜けているんですけども、先ほどの日本玩具協会さんからの資料5の3ページでは英国も入っているんですね。Toys Safety Regulationsとなっていますので、これはどうなのですか。

○事務局 大使館経由で回答が来たもののみを載せておりますので、抜けている国がございました。

○林座長 どうもありがとうございました。ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○内山委員 付属書1でみなさない製品というのに子ども用ファッションジュエリーを、わざわざ入れている理由は何かお分かりになりますか。

○事務局 抜けているということ自体は確認ができたんですけれども、どうしてかというところは聞いておりません。この除外のところですが、そのほかには例えばクリスマスのように使うようなデコレーション、飾り物、スポーツ用品、合計して21の品目が除外をされている中にこういったものも入ってきたということです。

○林座長 ほかに何かございませんか。

もしなければ、次の議題に移らせていただきますけれども、事務局から何か御説明はありますか。

○事務局 それでは「3. その他」のところ、資料7の御説明をよろしいでしょうか。

○林座長 どうぞ。

○事務局 これまで3回の議論の中で各国の規制の状況、鉛の有害性に関する状況、各製造団体等の取組み等について御紹介をさせていただきました。

これまでの御意見を踏まえまして、事務局の方でこれまでの経過、状況に関してのとりまとめということで報告書の骨子素案。中身的には単に目次が羅列した形になっておりますけれども、こういったものを用意させていただきましたので、御説明をさせていただきます。

資料7をごらんください。まず構成ですけれども「1. はじめに」で、この検討会を開催した経緯に関する説明。

「2. 鉛含有金属製アクセサリ類等を取り巻く状況」で、1つは「日本における製品の状況」。

2つ目として、誤飲が今回の件については大きなファクターでありまして、ここを取り巻く状況ということで、現在分かっている誤飲の状況。それに対する対策の状況。あるいはアメリカで起こった事故、御紹介をさせていただいたような状況があらうかと思えます。

括弧の数字がずれておりますけれども「海外の規制状況」について概観をしたということがございます。

既にこういった問題について、国内で着手をされている取組みがありました。製造業者、販売業者でポスターを店頭に掲げたり、あるいは製品にシールやラベルを張って、誤飲に対する注意喚起ということがございました。

本日御紹介のありました、日本玩具協会における自主的な取組みとしての基準設定がございました。

「3. 鉛による健康影響」について少し御紹介をさせていただきました。「毒性」に関しては急性毒性、慢性毒性、誤飲による事故的なものとは違いますが、有害性の一環として御紹介をさせていただいたところです。特にこの毒性のプロファイルの中でも、子どもに対して注意が必要だという御指摘のあったものもございました。

「暴露状況」につきましては、第1回にアメリカ、イギリス、日本における血中濃度測定データを御紹介させていただいたところをごさいます、バックグラウンドとしてどういう状況になっているかを御紹介させていただきました。

「まとめ」といたしましては、こういった状況と誤飲事故という状況を踏まえて、健康影響についての概況を評価することになるかと思ひます。

これまでの議論の中でも幾つか対応策に関する御指摘がございました。「4. 考えられる対応策」として、1つは情報提供に係るところとして「誤飲防止の啓発」がございました。具体的には、例えばパンフレットのようなものを用いたり、私ども厚生労働省の方では年1回、家庭用品の健康被害に係るモニター病院報告制度ということで報告を公表しておりますので、そういった媒体を利用した注意喚起もあるだろうということです。

先ほども取組みとして御紹介したような製品ラベルによる注意喚起、そのものを手に取ったときに気が付くということもあると思ひます。

「自主的認証基準の設定」ということで、玩具協会の取組みがございました。

また今回、検討会の中で何度か先生方から御指摘をいただいた点として、医療機関関係者への情報提供、誤飲をしたときにお子さんを連れて相談に来られる医療機関側に、こういったことがありますよということを、既に御案内の先生方もいらっしゃるかと思ひますけれども、改めて関係するような学会の先生方に周知をさせていただくということが指摘をされていたところだと思ひます。

そういうような対応策をとりまとめまして「5. まとめ」にさせていただければと考えております。

以上でございます。

○林座長 どうもありがとうございました。そうしますと、検討会の目的、検討会開催の経緯から見て、ここに書かれています骨子が適切かどうか、あるいは何か追加する必要があるかどうかを含めて御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○長見委員 報告書の骨子ではなくて、具体的に誤飲を前提に規制そのものをするという考えはないのでしょうか。

○事務局 今の段階ではあくまで誤飲ということで、通常の使用に基づくものではないということがございます。現段階で規制の前に周知をしたり、やるべきことがあり、まず取りうる対策を取っていった上で、更に様子を見守っていくことになるかと考えております。

○長見委員 それでしたら、とりまとめのところにそのことを書いておいていただいた方がいいと思ひます。そうしないと現状把握だけで済みますのかというような批判が出ないとも限らないと思ひますし、さらなる事故が起こったときに問題になると思ひますので、私としては事故を起こさないためにも検討を続けていただきたいと思ひております。

○林座長 ほかに何かございませんでしょうか。この「2. 鉛含有金属製アクセサリ一類

等を取り巻く状況」で追加とか強調すべき点とか、そういうものはございませんでしょうか。

どうぞ。

○内山委員 今おっしゃったことだと、考えられる対応策をやって経緯を見守るということですが、そうしますと今までの東京都ですとか厚労省の調査では、EUなりアメリカの基準、あるいは玩具協会のST基準を上回る製品が実際に市販されていたわけですから、それがどうなっていくかをチェックをしていくことをこの報告書のどこかに書いていただきたい。厚労省は責任を持って時々チェックするとかですね。それをやらないと、この検討会をつくった意味が余りないのではないかと思います。

○林座長 そのとおりですね。どうもありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。本橋先生何かございませんか。

○本橋委員 特にございません。

○林座長 鉛による健康影響について追加すべき点について、佐藤先生、江馬先生の方で何かございませんか。

○佐藤委員 前回のときにも申し上げたんですけれども、小児における神経毒性について項目があるようなので、そのところでしっかり記述していただければよろしいのではないだろうかと思います。

基準を新たに設けるかどうかで御意見があったかと思うんですけれども、私としてはこういう話は誤飲の防止というところに強調すべきだろうと思うんです。鉛の場合には現在こういう状況ですけれども、ほかにもいろいろとあるわけですね。

恐らくカドミウムの問題やアンチモンの問題とかですね。アンチモンはどれぐらい使われているか分かりませんが、次々に新しい物質ごとに何か手を打っていくことも大事だとは思いますが、根本的にこういったもの場合には誤飲ということなので、そういうところを何とか予防するような形に重点を置かれるというのは、むしろ基準を一つひとつつくっていくよりも根本的な対策になるかと思います。

その場合、4の「(1) 誤飲防止の啓発」で、パンフレット等による注意喚起だけでいいのかなという感じはします。例えば前回でも出てきたかとは思いますが、母親を対象にした教育用のパンフレットとかありましたけれども、ああいうところをもう一歩進めて、身近な製品の中にも危険があるんだから、子どもを守るためにお母さん、お父さん方は気を付けてくださいという啓発に力を入れていただきたいと思っております。

以上です。

○林座長 ありがとうございました。誤飲防止に重点を置くべきであるということは当然だと思うんですけれども、星加先生、その点で何か御意見ありますか。

○星加委員 誤飲の問題は小児科の中では長い話題なんですけれども、お母さん方は小さい子どもが最初に生まれて、1人か2人か育てて、その子どもたちが大きくなってしまいます。ですから、こういった事故や危険に遭うのは一生の中でのある部分だけに起こって

きますので、それも次から次へと新しいお母さん方が出てくるわけなので、これはチャンスを見つけて繰り返し、繰り返し毎年やっていくしかないのではないかと考えておりました。

私自身の病院も実は病院のモニターの報告の中に入れてもらっているんですけども、あれもたしか12月30日か何かの新聞に結構大きく出してもらっているんだと思います。実は気になって、あるときに私どもの外来に来ていたお母さん方に何度か聞いたことがあるんですけども、意外と見ていらっしゃるので、あれは結構効果があるのかなという気がします。

○林座長 どうもありがとうございました。

事務局の方は何かございますか。

○事務局 今後でございませけれども、いただいた御意見を踏まえて、少し肉付けを始めさせていただきたいと思います。内容につきましては、また先生方の方にお送りをして御相談をさせていただきながら、進めさせていただきたいと考えております。

○林座長 ほかに先生方から何かございますか。

○吉岡委員 こういう業界団体は、ある種縦割りといいますか、その範囲がきっちりしてしまいますね。そうしますと少し分かりにくいゾーンが出てくるんですけども、こういう報告書の中には具体的に、例えばパンフレットなどをつくる場合でも、そのもの自体の写真があれば、一般国民には分かりやすい形になります。

特に「(2) 誤飲を取り巻く状況」の辺りでは具体的な事例が存在するわけですので、その名称や名前あるいは写真であるとか、そういうものを少し取り込めば、境界が分からなくても対象範囲が非常に明確になるのではないかと思います。

○林座長 どうもありがとうございました。

田村先生、何か御意見はございますか。

○田村委員 特にございません。

○林座長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問やコメントがなければ、事務局の方で追加は何かありますか。

○事務局 資料7については特にございません。

○林座長 本日の討議はこれでよろしゅうございますか。本当にどうもありがとうございました。御熱心な御討議をいただきまして、非常に感謝しております。

これをもちまして、検討会を閉会ということでよろしゅうございますね。

○事務局 第4回につきましては、追って御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○林座長 本日はどうもありがとうございました。